



高速しまね

島根県高速道路交通安全協議会 事務局 (一財) 島根県交通安全協会

発行/松江市打出町 250 番地 1 島根県運転免許センター内
TEL 0852-36-6338 FAX 0852-36-6362

<https://www.shimane-ankyo.or.jp/>



広げよう 事故ゼロしまねの おもいやり

夏の交通事故防止運動

期間 7/1(金)～7/21(木)(21日間)

- 重点
- 1 子供と高齢者の交通事故防止
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 過労・わき見運転の防止



春の全国交通安全運動期間における啓発活動 (浜田)

春の定期人事異動により、高速道路交通警察隊長を命じられました吾郷でございます。

島根県高速道路交通安全協議会の皆様には、平素から、高速道路における各種の交通安全活動に対し、御尽力を賜るとともに、当隊の活動はもとより、警察業務各般にわたり深い御理解と心強い御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の高速道路の情勢であります。出雲インターチェンジ以西において山陰自動車道の全線開通に向け、延伸工事が鋭意すすめられており、令和五年度から六年度に向け、大田市温泉津町の石見福光インターチェンジまでつながる予定であり、延伸距離約二二キロメートル、高速隊管轄距離は約四八・九キロメートル延伸され、利便性が向上する一方、交通量の増加等による交通事故の発生が懸念されるところであります。

交通事故の発生状況につきましては、昨年交通死亡事故の発生はありませんでした。が、人身事故及び物件事故ともに一昨年よりも増加したほか、高速道路に不慣れた運転者等による逆走、自転車・歩行者による立入り事案が散見されるなど、予断を許さない状況にあります。

高速道路は、地域間交流を促進させ多大な経済効果をもたらすほか、効率的な物流や災害発生時の緊急交通路となる重要なインフラであることから、当隊では、高速道路における交通事故を減少させ、重大交通事故の発生を防ぐため、交通事故に直結する携帯電話等の使用違反や重大な結果に結びつく速度超過のほか、危険で悪質なあり運転などの指導取締りを推進するとともに、道路管理者と連携した交通環境の整備や事故発生時の被害軽減に直結する全席シートベルト装着等の啓発活動や指導取締りを中心に交通事故抑止対策を推進することとしております。

高速道路における安全・安心に関する情報についても、島根県警察ホームページ、フェイスブック等への掲載により積極的に発信していくこととしております。

どうか皆様方におかれましては、高速道路利用者の安全確保や、各種安全対策につきまして引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本協議会の皆様の益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして就任の挨拶とさせていただきます。



就任あいさつ

高速道路交通警察隊長

吾郷 弘章

飲
運
根
酒
転
絶

安全運転管理者による 運転者の**運転前後のアルコールチェック**が 「**義務化**」されます。

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されています。

令和4年
4月1日
施行

1 運転前後の運転者の状態を目視等で確認

することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること

2 酒気帯びの有無について記録し、 記録を1年間保存すること



令和4年
10月1日
施行

1 運転者の酒気帯びの有無の確認を アルコール検知器を用いて行うこと

2 アルコール検知器を常時有効に保持すること

アルコールチェック義務化！ 道交法改正ポイント

Q

&

A

Q 対象となる事業所は

A 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車5台以上 または 乗車定員が11人以上の自動車1台以上を保有する事業所がアルコールチェック義務化の対象となります。

Q 酒気帯び有無の確認はいつすればいいのですか

A 運転者が一日の始まりに運転を開始する時と一日の終わりに運転を終えた時の2回確認が必要です。走行毎の前後に確認する必要はありません。

Q アルコールチェックを怠った場合はどうなりますか

A アルコールチェックを怠っていた場合、安全運転管理者の業務違反となります。運転者が飲酒運転を行った場合は、道路交通法の酒気帯び運転等の禁止違反として、代表者や運行管理責任者などの責任者も、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される場合もあります。(道交法117条の2第1号)

高速道路における緊急時の対処方法

高速道路において、緊急な事態が発生し、停車せざるを得ない時があります。後続車からの事故を防ぐために次のことに留意してください。(ネクスコ西日本の広報資料を転載。)

1 絶対に歩き回らない！

高速道路で「人」がはねられている重大事故が多発しています。

こんな時に
要注意！

- 車外へ避難中または待機中
- 路肩で修理中・タイヤチェーン脱着中
- 通報中
- 事故当事者同士で話し合い中



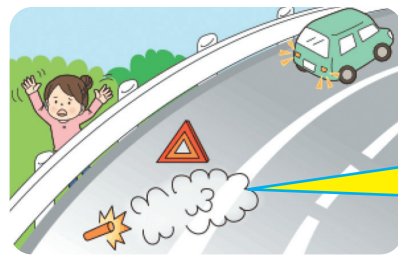
路上に立たない！
路上をあるきまわらない！

2 後続車に合図！

後続車の運転者が気づいているとは限りません。

この3点
で合図

- ハザードランプ点灯
- 発煙筒を着火
- 停止表示器材設置



設置する際は
ガードレールの外側や中央
分離帯に沿って後方へ移動
してください！

3 安全な場所へ避難！

車のまわりに立たない
車内に残らない

運転者も同乗者も全員、通行車両に十分注意し、自車より後方のガードレールの外側など、避難できる場所かどうか十分に確認のうえ、安全な場所に速やかに避難をしてください。



車内は安全ではありません。後続車に追突され、命を落とした事故が発生しています。

4 避難してから通報！

通報手段は
この3つ

- 110番
- 非常電話 ※1
- 道路緊急ダイヤル (#9910) ※2

- ※1 本線上1kmおき、トンネル内は200mおきに設置。受話器を取るだけで道路管制センターにつながります。
- ※2 道路緊急ダイヤル(#9910)は携帯電話からも発信できます。



懸垂幕の寄贈

中国トラック協会会長(会長 小丸 成洋)様から高速道路における交通事故防止の取り組みとして、4月11日、高速道路交通警察隊(隊長 吾郷浩章)に対して「交通事故防止を啓発する懸垂幕」が寄贈されました。

同懸垂幕は、玉造ICから穴道IC間に設置されている懸垂幕表示装置に掲示し、ドライバーに対して交通安全意識を高めてもらうこととしています。



横断旗の寄贈

こくみん共済COOP島根推進本部(本部長 原田圭介)様から、子供の交通事故防止のために、4月14日、島根県交通安全協会(専務理事 榊原優二)に対して「横断旗」1,350本が寄贈されました。同本部からは毎年2回寄贈を受けているものであり、早速、各地区の交通安全協会に配布し、子供の横断時における事故防止に活用しています。



交通安全活動は 人命を守る最高のボランティアです

交通安全協会は交通事故のない安全で安心して住める地域社会の実現を目指して各種の交通安全活動を行っています。



R4.4 はつらつモデル地区指定式・
きらり推進隊指定式（安来）



R4.4 はつらつモデル地区指定式・交通
安全アドバイザーによる講習会（邑智）



R3 交通安全栄誉緑十字表彰伝達
（鹿足）

各種交通安全活動

広報・啓発

- 看板・ポスター、チラシ等の掲出・配布
- テレビ、ラジオによる広報など

交通安全教育

- 高齢者、児童・生徒等に対する交通安全出前教室
- 法令講習会の開催など

各種大会等の開催

- 交通安全子供自転車大会
- 交通安全二輪車大会
- 交通安全ポスター・作文コンクール

交通安全表彰

- 交通安全活動功労者・優良運転者などの表彰

その他

- 交通安全ボランティア団体への支援
- 新入学（園）児への「交通安全グッズ」の贈呈等



R4.4 全国春の交通安全運動
期間中の広報（松江）



R4.4 ちびっこおまわりさん委嘱式
（浜田）



R4.4 春の全国交通安全運動
～海士町テント村（島前）

島根県高速安協事務局

（一財）島根県交通安全協会
松江市打出町250番地1
島根県運転免許センター内
TEL(0852)3616338
FAX(0852)3616362

交通安全協会に加入された方は会員特典として、協賛店などで割引サービスなどの特典があります。詳細はQRコードからアクセスしてご覧ください。



新しいDVDです

島根県交通安全協会では、皆様に交通事故防止の講習会等で活用していただく貸出し用のDVDを定期的に購入しています。希望される方は事務局までお問い合わせください。

事務局から

- 「これくらいならと甘く見てはいけない。」
一般のドライバー向け交通安全ケーススタディ 22分
- 「油断することなかれ！」
見える危険・見えない危険・そして自分自身に潜む危険 20分
- 「夢を奪ったハンドル」
飲酒・居眠り・ながら運転の悲劇 26分